

上村工業株式会社 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法）

当社では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、以下の「一般事業主行動計画」を策定しています。

上村工業株式会社 行動計画(第5回)

1. 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

2. 当社の課題

- (1) 当社では、例年の新卒採用内定者は理系学生が多くなっている。一方、女性の応募者に占める理系学生の割合が少ないため、結果として採用内定者に占める女性の割合が少なくなっている。
- (2) 男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるが、従業員のモチベーションや定着率を維持・向上するため、引き続き育児休業取得率を改善する必要がある。
- (3) 時間外労働の1ヶ月あたり平均時間数(全社)は20時間未満であるが、長時間労働が発生するケースも見受けられ、時間外労働の正確な把握を続けるとともに必要に応じ指導していく必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

(1):直近5年間の新卒採用内定者に占める女性比率を平均30%以上にする。【女性活躍法】

取組内容:

- ・令和7年5月～ 理系女子学生の応募を増やすため、就職情報サイトまたは当社ホームページにおける技術系女性社員の紹介記事その他のコンテンツの拡充等を検討する。
- ・令和8年度以降 前年の応募状況等をもとに、ホームページやパンフレットの内容の見直しを行う。

(2):対象期間中に開始する育児休業の取得率について、女性:100%を維持、男性:40%以上とする。

【女性活躍法、次世代法】

取組内容:

- ・令和7年4月～ 男性の育児休業取得率を社内イントラで公開し、育児休業の取得状況を社内で共有法に基づく、「育児休業制度等の周知・意向確認」実施の徹底

(3):1ヶ月の時間外労働時間を5%削減する。【次世代法】

取組内容:

- ・令和7年4月～ 勤怠システム(出退勤打刻およびパソコンのログ)による勤怠管理の継続、徹底
ノ一残業デー(毎週水曜・金曜)の社内見回りの継続、徹底